

議 案 第 6 3 号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政不服審査法の改正に伴い、条例で引用する同法の字句等を整理するとともに、審査請求の際に審理員の指名を要しないこととする規定を設ける等するため。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(松戸市個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市個人情報保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「対する処分」の次に「又はその不作為」を、「当該処分」の次に「又は不作為」を加え、「60日」を「3か月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第13条第1項中「異議の申立て」を「審査請求」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「意見を求め」を「諮問し」に改め、同条第2項中「意見」を「答申」に、「処理をするため必要な措置を講ずるものとする」を「、裁決をしなければならない」に改める。

第14条第2項第3号中「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

(松戸市行政手続条例の一部改正)

第2条 松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(松戸市情報公開条例の一部改正)

第3条 松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て等」を「審査請求等」に改める。

「第3章 異議申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第18条第1項中「開示決定等について、」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について、」に、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「による異議申立て」を「による審査請求」に、「異

議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条第2項中「前項の規定により」を「第1項の規定により」に、「前項の規定による」を「当該」に、「異議申立てに対する決定を行わなければ」を「審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条第1号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「異議申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「異議申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第21条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第23条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第1項及び第3項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第1項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に、同条第2項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第26条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条ただし書中「ただし」を「この場合において」に改める。

第27条の見出し中「閲覧」を「写しの送付」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による複写をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは複写に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第27条第1項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に、「第24条第3項及び第4項並びに前条の規定により審査会に提出された」を「前項の」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「その他」を「、その他」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第28条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

(松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(松戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 松戸市職員退職手当支給条例(昭和28年松戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(松戸市市税条例の一部改正)

第7条 松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第8条 松戸市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年松戸市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令

(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第12条第3項を削る。

(松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 松戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、平成28年度分以後の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。
- 4 第8条の規定による改正後の松戸市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第7条第2項、第3項及び第5項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。